

川崎市みどりの事業所の推進に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みどりの事業所の推進に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、事業所におけるみどりの推進に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

2 要綱第2条で定義する公共のみどりとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路、鉄道、河川、運河などに接する緑化地
- (2) 大景木（指針で規定する景観構成上重要な一定の規格を有する樹木）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(協定の申請)

第3条 要綱第5条に規定する協定を締結する場合には、事業所の代表者は、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定申請書（第1号様式。以下「協定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 要綱第3条の規定により敷地外の場所を緑化地とする場合には、市長と協議するものとする。

(協定の締結)

第4条 市長は、協定申請書の提出があったときは、その内容について確認し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、受理するものとする。

2 市長は、協定申請書を受理したときは、要綱第5条に規定する川崎市みどりの事業所の推進に関する協定を締結するものとする。

(支援)

第5条 市長は、要綱第9条に基づき、必要と認めるときは、川崎市緑の推進事業補助金交付要綱第3条第1項第1号により、公益財団法人川崎市公園緑地協会を通じ、予算の範囲内で支援するものとする。

2 前項に規定する支援に関する手続きについては、別に定めるものとする。

(公共のみどりの認定)

第6条 事業者は、要綱第2条第5号に定義する公共のみどりの認定を受けようとする場合には、川崎市公共のみどりに関する認定申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、現地確認等、必要な調査を行った後、認定の可否について、すみやかに通知しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、要綱第11条に基づき、年1回、事業所の緑化状況を調査するものとし、事

業者に対し、川崎市みどりの事業所緑化実績調査報告書（第３号様式。以下「報告書」という。）の提出を求めることができる。

- ２ 市長は、前項の規定による提出を受けたのち、すみやかに報告書を取りまとめ、事業者に調査結果を報告するものとする。

（協定の変更）

第８条 事業者は、要綱第１２条第１項の規定により、協定の内容を変更する場合は、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定変更届（第４号様式）を提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容について調査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、受理するものとする。

（緑化地の変更）

第９条 事業者は、要綱第１２条第２項の規定により、緑化地を５０％以上変更又は廃止する場合には、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定変更事前届（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、意見を述べることができる。

- ３ 事業者は、前項の意見を尊重するものとする。

（緑化地の保全）

第１０条 市長は、必要があると認めるときは、緑化地などの保全を事業者を求めることができる。

- ２ 事業者は、前項の規定により保全を求められたときは、これに努めるものとする。

（協定の解除）

第１１条 事業者は、協定の締結を解除する必要がある場合には、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定解除届（第６号様式）を提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容について調査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、受理するものとする。

（協定の承継）

第１２条 事業者は、他の事業者の協定を承継する場合には、川崎市みどりの事業所の推進に関する協定承継届（第７号様式）を提出するものとする。

- ２ 協定を承継した事業者は、承継前と同様の緑化に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年５月２７日から施行する。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	川崎市みどりの事業所の推進に関する協定申請書	第3条第1項
2	川崎市公共のみどりに関する認定申請書	第6条第1項
3	川崎市みどりの事業所緑化実績調査報告書	第7条第1項
4	川崎市みどりの事業所の推進に関する協定変更届	第8条第1項
5	川崎市みどりの事業所の推進に関する協定変更事前届	第9条第1項
6	川崎市みどりの事業所の推進に関する協定解除届	第11条第1項
7	川崎市みどりの事業所の推進に関する協定承継届	第12条第1項